

議案第 1 号

富津市定住奨励条例の制定について

富津市定住奨励条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 1 月 1 日までに富津市内に定住を目的として住宅を取得した者に対し、定住奨励金を交付することにより、定住人口の増加を図り、もって市の活性化に寄与するため、条例を制定するものである。

富津市定住奨励条例

(目的)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から平成27年1月1日までに富津市内に定住を目的として住宅を取得した者に対し、定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、定住人口の増加を図り、もって市の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第3項に規定する家屋課税台帳又は同条第4項に規定する家屋補充課税台帳に登録された居宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については居住の用に供する部分に限る。）及び居宅と利用上一体となっている建物をいう。
- (2) 土地 地方税法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。
- (3) 新築住宅 居住を目的に市内に新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (4) 中古住宅 居住を目的に市内に建設された住宅で、人の居住の用に供したもののあるものをいう。
- (5) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあっては本市に本店を有し、個人にあっては本市に主たる事業所を有するものをいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次条第1項に規定する住宅を取得（相続又は贈与による取得を除く。以下同じ。）したもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民として永住の意思をもって当該住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票

に登録されている者であること。

(2) 当該住宅の取得前に市内に住宅を所有したことがないこと（当該住宅の取得日１年以上前に本市から転出し、かつ、市内に住宅を所有していた場合を除く。）。

(3) 交付対象者及びその世帯に属する者に規則で定める市税等の滞納がないこと。
（対象となる住宅及び土地）

第４条 奨励金の対象となる住宅は、平成２４年４月１日から平成２７年１月１日までに交付対象者が取得した新築住宅又は中古住宅とする。この場合において、新築住宅が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項各号に該当する場合にあっては、同法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。

２ 奨励金の対象となる土地は、前項に規定する住宅の敷地の用に供するため交付対象者が取得したもの（この条例の施行前に取得したものを含む。）とする。
（奨励金の額等）

第５条 奨励金の額は、次に掲げる額の合算額とし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条に規定する住宅及び土地に係る各年度の固定資産税相当額

(2) 前条第１項に規定する新築住宅を市内建設業者が建設したときは、前号に規定する額の２０パーセントの額

(3) 次条に規定する交付申請時に、交付対象者と同一の世帯に義務教育終了前の者がいるときは、第１号に規定する額の２０パーセントの額

２ 奨励金の交付期間は、前条第１項の新築住宅又は中古住宅を取得した交付対象者に固定資産税が課税された年度から７年間とする。

３ 奨励金の各年度における交付限度額は、１８万円とする。

（交付申請）

第６条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、前条第２項に規定する期間において規則で定めるところにより毎年度、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第７条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定し、規則で定めるところにより申請した者に対し通知するものとする。

（ 交付請求 ）

第 8 条 前条の規定により交付の決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）が、奨励金の交付を請求しようとするときは、規則で定めるところにより市長に請求しなければならない。

（ 交付決定の取消し等 ）

第 9 条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたときは、第 7 条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、規則で定めるところにより当該決定を取り消した者に通知するものとする。

（ 返還 ）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に交付した奨励金があるときは、規則で定めるところにより当該奨励金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、規則で定めるところにより奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

（ 委任 ）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。